

各計画の骨子（案）

- (1) 第2期湧別町地域福祉計画の骨子（案） 【資料1】 P 1
- (2) 第8期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案） 【資料2】 P 4
- (3) 第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画
第2期湧別町障がい児福祉計画 } の骨子（案） 【資料3】 P 7
- (4) 第2期湧別町食育推進計画の骨子（案） 【資料4】 P 1 2

第 2 期湧別町地域福祉計画の骨子（案）について

1. 計画策定の趣旨

本町では、高齢者や障がい者、子どもなどといった対象者ごとの施策、さらには健康づくりを支援する施策を展開してきました。また、地域住民・ボランティア・NPO法人などによる活動、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などによる地域での相談・支援活動などの取り組みも積み重ねられています。

しかし、少子高齢化、核家族化の進展による家族機能の低下、個人の価値観が多様化する中で、人と人とのつながりの希薄化などにより、近年の私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、家族内で支える力が低下しており、地域での助け合う力もこれまでのように自然発生的な個人個人の力に頼ることは難しくなっています。この変化を反映し、子育て支援や高齢者介護などをはじめとする福祉ニーズは増大・多様化している中で、対象別に特化した「縦割り」支援の仕組みだけでは十分に対応できなくなってきており、今までの公助福祉施策のあり方が問われています。

このような社会状況の中で、国は平成 27 年度に介護保険法を改正し、介護予防・日常生活支援総合事業を導入するなど、介護保険サービスの一部を住民主体型サービスへ移行することを可能としました。平成 28 年度には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が施行されました。また、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するという方向を示しました。

本町においても、人口の減少・少子高齢化・核家族化が進展し、高齢者の単身世帯の増加・ひきこもりや 8050 問題に代表されるような複合的な家族の問題が発生している中、子育てへの不安、健康や介護に対する不安など様々な生活課題を抱え、支援を必要としている人たちがいます。

子どもから高齢者まで、男性も女性も、障がいのある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境をつくるためには、地域住民・社会福祉法人・NPO法人・医療法人・介護サービス事業者・行政などの地域福祉に関わるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う地域づくりが必要です。

本町では、平成28年度に「第1期湧別町地域福祉計画」を策定し、住民・事業者・行政が一体となってめざすべき地域社会の実現に向けた施策を進めてきました。

生活課題の多様化や福祉関連制度の変革による新たな課題に取り組むため、令和2年度で計画期間が終了となる「第1期湧別町地域福祉計画」を見直し、ここに「第2期湧別町地域福祉計画」を策定します。

また、見直しにあたっては、湧別町の最上位計画である「第2期湧別町総合計画」がめざす「健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けて、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにします。

2. 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第4条に規定する『地域福祉の推進』を図るため、同法第107条の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、町の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、上位計画となる「湧別町総合計画」に盛り込まれた関連施策や、保健福祉関連の個別計画と整合性を図りながら、地域福祉の向上を目指すものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和7年度まで5年間とします。なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、湧別町保健医療福祉協議会の中に、識見を有する者及び公募による者で構成する「地域福祉部会」を設置し、個別の福祉施策（保健医療施策、高齢者福祉施策、障がい者福祉施策、児童福祉施策）の展開の状況について点検を行い、総合的な地域福祉を推進するための地域福祉計画を策定します。

湧別町地域福祉計画の構成（案）

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉計画とは
2. 計画策定の趣旨
3. 計画の位置付け
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制

第2章 湧別町地域福祉を取り巻く現状

1. 湧別町の概況
2. 人口等の状況
3. 高齢者の状況
4. 障がい者の状況
5. 子どもの状況
6. ひとり親家庭の状況
7. 生活困窮者の状況
8. 自治会の状況
9. ボランティア・NPO法人の状況

第3章 基本理念と目標

1. 基本理念
2. 計画の目標
3. SDGsを踏まえた計画の推進
4. 計画の体系図

第4章 施策の実現に向けて

第 8 期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子(案)について

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、その創設から 20 年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超え、550 万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

国では、総人口が減少に転じる一方、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していく中、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となる令和 7 年(2025 年)を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

本町でも、令和 2 年の高齢者人口は 3,300 人を超え、高齢化率は 39%となっており、全国や全道平均を大きく上回る状況であり、令和 7 年には 42%、さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年(2040 年)には 48%と推計されます。今後は、総人口・現役世代人口が減少する中で、85 歳以上人口は当面増加することが見込まれ、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、高齢者を地域で支える体制づくりや地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

こうした状況を踏まえ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組み、高齢者があらゆる世代の町民と共に、住み慣れた地域でいつまでも安心して長く暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指すため、第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、本町の総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本町における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画とし、高齢者支援施策を総合的に展開するため、中長期的な視点から目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、これまでの計画の推進状況等の評価を踏まえ、計画期間内の必要なサービス等を定めるものです。

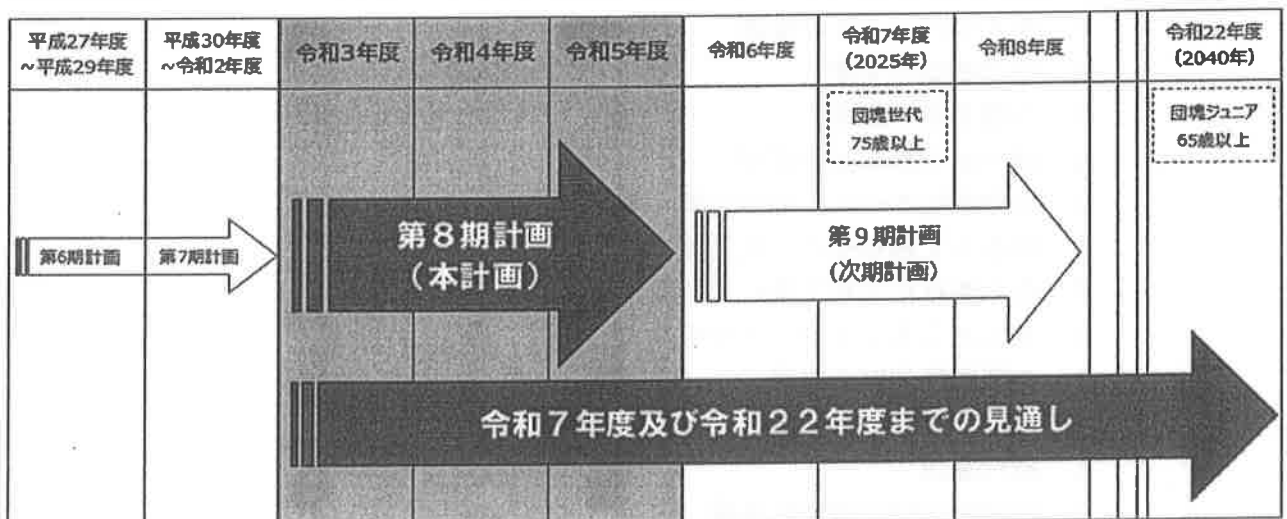
3 計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第8期介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としています。

また、高齢者福祉計画についても、介護保険事業計画と一体的に整備する必要があることから、計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

第8期計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年が近づく中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年までのサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った計画として策定します。

(計画期間)



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係機関や部局と連携を図りながら、保険・医療・福祉関係者、公募の町民及び学識経験者で構成する「湧別町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会」において策定します。

第8期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の構成（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の策定体制
- 3 計画の期間
- 4 計画の点検

第2章 高齢者等の現状分析

- 1 高齢者等の現状分析

第3章 第7期計画のサービスの現状と利用状況

- 1 介護サービス給付の現状
- 2 介護予防・地域支援事業及び高齢者福祉サービスの現状

第4章 高齢者実態調査について

- 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- 2 在宅介護実態調査

第5章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 重点項目

第6章 目標年度までの計画の基本方向

- 1 推計人口
- 2 要介護者等の推計

第7章 高齢者保健福祉サービス及び介護保険事業の充実

- 1 生きがいづくりの推進
- 2 社会参加の支援
- 3 介護予防の推進
- 4 健やかな暮らしの実現
- 5 介護保険サービス等の充実
- 6 安心して暮らせる生活支援
- 7 住み慣れたまちで暮らしを支える
- 8 支えあうネットワークづくり
- 9 相談援助体制の充実

第8章 介護（予防）給付費用・介護保険料

- 1 給付費用
- 2 保険料段階別被保険者数
- 3 介護保険料

第9章 円滑な計画の実施へ向けた方策

- 1 介護サービスの円滑な提供
- 2 介護給付費等に要する費用の適正化
- 3 災害・感染症に係る体制の整備
- 4 苦情相談体制の整備
- 5 計画の推進管理、点検・評価

第 6 期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画 第 2 期湧別町障がい児福祉計画 の骨子（案）について

1. 計画策定の趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化、精神疾患の患者の増加などが進む中、障がい者施策のニーズは複雑多様化しております。

また、障害者基本法の理念に則り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成 18 年度に障害者自立支援法を施行し、身体・知的・精神の 3 障がいにかかる各種サービスの一元化を図るなど、福祉サービスの提供体制の整備を行いました。さらに、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、従来の 3 障がいに加え障がいの定義に新たに難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」を施行しました。

また、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成 28 年 4 月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が施行されるなど、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定されてきました。

このような状況のなか、本町ではこれまで「湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」及び「湧別町障がい児福祉計画」を定め、障がいのある方もない方も住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、施策の推進を図ってきました。

本計画は、第 5 期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画及び第 1 期湧別町障がい児福祉計画の期間が終了することを受け、これまでの成果や課題の分析・評価を行った上で、本町における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにするため、新たに「第 6 期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の性格

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」とを一体的に策定するもので、「第2期湧別町総合計画（平成29年度～令和3年度）」をはじめ、その他の町の関連計画を踏まえ、本町における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけられるものです。

3. 計画の内容

北海道の障がい福祉計画などと調和を保つとともに、障がい福祉サービスの充実、施設入所者等の地域生活への移行の促進や就労・相談支援体制の充実など、地域生活支援事業を引き続き推進します。

また、障がい児福祉計画については、北海道の障がい児福祉計画と調和を保つとともに、障がい児通所支援事業の充実や支援体制の整備など、障がい児支援策を推進します。

なお、数値目標やサービス見込み量などの検討にあたっては、国の基本方針、北海道の計画の動向を見定めつつ、地域の実情も加味した内容としていきます。

4. 計画の期間

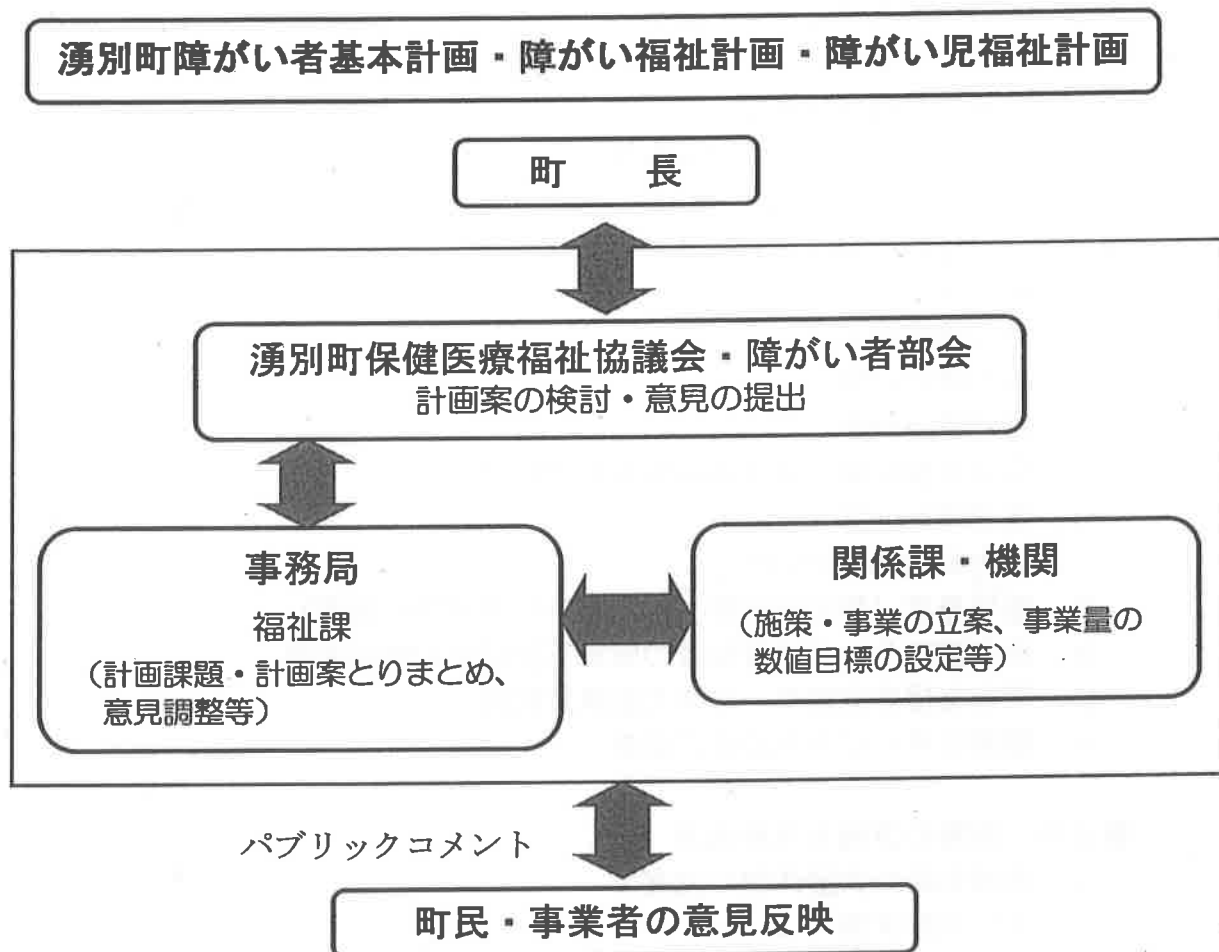
本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
計画名						
湧別町障がい者基本計画	第5期計画			第6期計画		
湧別町障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		
湧別町障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		

5. 計画策定体制図

本計画は、関係各分野から幅広く意見を聴取するため、湧別町保健医療福祉協議会設置条例に基づく湧別町保健医療福祉協議会に諮問し、計画への意見反映、関係部局との連携を図るものとします。



6. 今後のスケジュール

- 1月上旬 第1回障がい者部会 [計画案の協議]
- 1月下旬 第2回障がい者部会 [計画修正案の協議]
- 2月上旬 パブリックコメントの実施 [状況により部会開催]
- 3月中旬 第2回協議会 [部会審議結果の報告、答申内容の審議、答申]
- 3月下旬 第6期湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の公表

湧別町障がい者基本計画・障がい福祉計画、湧別町障がい児福祉計画の構成（案）

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨と背景
2. 計画の性格
3. 計画の内容
4. 計画期間及び見直しの時期
5. 計画の基本理念
6. 計画の目標及び体系
7. SDGsを踏まえた計画の推進

第2章 障がいのある方を取り巻く状況

1. 総人口
2. 身体障がい者
3. 知的障がい者
4. 精神障がい者
5. 自立支援医療（精神通院医療）受給者
6. 発達障がい者
7. 高次脳機能障がい者
8. 難病患者（特定医療費（指定難病）医療等受給者）
9. 障害福祉サービス受給者の障害支援区分の認定状況
10. 障害支援区分別サービス支給決定状況
11. 障害児サービス支給決定状況

第3章 施策の方向と主要施策

1. 地域生活の支援体制の充実
 - (1) 生活支援
 - (2) 保健・医療
2. 自立と社会参加の促進
 - (3) 療育・教育
 - (4) 就労支援
 - (5) 社会参加
3. バリアフリー社会の実現
 - (6) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - (7) 生活環境
 - (8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

第4章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における成果目標と実績

1. 施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等

第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等
6. 相談支援体制の充実・強化
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第6章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1. 訪問系サービス
2. 日中活動系サービス
3. 居住系サービス
4. 相談支援
5. 障がい児支援事業
6. 地域生活支援事業

第7章 計画の推進体制等

1. 実施体制
2. 進行管理体制・評価方法

第8章 湧別町の障がい者一般施策

1. 障がい者施策の基本方針
2. 湧別町の障がい者一般施策事業

第 2 期湧別町食育推進計画の骨子（案）について

1. 計画策定の趣旨

国は「食育の推進をとおり国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにすること」を目的とし、平成17年7月に「食育基本法」を制定し、現在は、平成28年度に策定した第3次食育推進基本計画に基づき「食育」を推進しています。

北海道では、国に先駆けて「食育」を推進しており、現在は、平成31年度に策定した第4次北海道食育推進計画「どさんこ食育推進プラン」にもとづき「食育」を推進しています。

湧別町においては平成27年度を初年度とする「第1期湧別町食育推進計画」（平成27年度～令和2年度）を策定し、町民の食に対する意識を育て、健全な食生活の実現に向けた取り組みを進めてきました。

こうしたなか、ライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、家庭における「共食（一緒に食事をする）」の減少と子を持つ親世代の朝食の欠食、また食習慣の偏りからくる生活習慣病の予防改善、高齢者の低栄養予防等、食をめぐる課題への対応が一層必要であることから、今後も食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

これまでの食育推進計画の成果と、食をめぐる現状・課題・健康診断結果等を踏まえ、また「食」を通して地域と地域の特徴を知り町民の「食」に関する理解を一層深めるため、第2期湧別町食育推進計画を策定します。

2. 食育の定義

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義され、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられています。
(食育基本法前文)

3. 計画の性格

この計画は、湧別町のまちづくりの基本である「第2期湧別町総合計画」を基に、国の「食育基本法」第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、湧別町の食育に関する基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけます。

この計画の推進にあたっては、国の「第3次食育推進基本計画」や「第4次北海道食育推進計画（どさんこ食育推進プラン）」を勘案し、湧別町健康増進計画との整合性を図るものとします。

4. 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

	年度	平成27年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度
計画名			
湧別町食育推進計画		第1期計画	第2期計画

5. 計画策定体制図

本計画は、関係各分野から幅広く意見を聴取するため、湧別町保健医療福祉協議会設置条例に基づく湧別町保健医療福祉協議会に諮問し、計画への意見反映、関係部局との連携を図るものとします。

第2期食育推進計画の構成（案）

- 1 計画策定の趣旨
- 2 「食育」の定義
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進体制
- 6 湧別町の食をめぐる現状と課題
 - (1) 町の概況
 - (2) 食をめぐる社会情勢の変化
 - (3) 食生活の変化と健康への影響
 - (4) 家庭における食事の重要性
 - (5) 食育・地産地消に対する理解と取組
- 7 第1期計画の振り返り
 - (1) 第1期計画の概要
 - (2) 主な施策の実績
 - (3) 第1期計画で定めた数値目標とその実績
- 8 第2期食育推進計画の3つの目標
 - 第2期計画の目標値（主な数値目標）
- 9 ライフステージに応じた食育の推進
- 10 関係者の役割・連携
 - (1) 家庭における食育の推進
 - (2) 保育所等における食育の推進
 - (3) 学校における食育の推進
 - (4) 地域における食育の推進
 - (5) 生産者団体等における食育の推進
- 11 湧別町で取り組んでいる食育関連事業